

平成 2 4 年 第 4 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日

閉会 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日



熊本県芦北町議会

平成24年第4回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
11・12	月	本会議（開 会） 議案審議 （閉 会）

目 次

第1号（11月12日）	頁
1 議事日程	
2 出席議員氏名.....	3
3 欠席議員氏名.....	3
4 説明のため出席した者の職氏名.....	3
5 事務局職員出席者.....	4
6 開会 開議	5
日程第1 会議録署名議員の指名.....	5
日程第2 会期の決定について.....	5
日程第3 町長の提案理由説明.....	5
日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて.....	6
平成24年度芦北町一般会計補正予算（第5号）.....	6
日程第5 議案第59号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第6号）.....	8
日程第6 議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について.....	15
7 閉会.....	16

平成24年第4回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年11月12日
午前10時45分開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 町長の提案理由説明
日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度芦北町一般会計補正予算（第5号）
日程第5 議案第59号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第6号）
日程第6 議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について
（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番	坂 本 登 君	2番	林 田 燿 宏 君
3番	宮 内 道 則 君	4番	寺 本 順 一 君
5番	古 村 逸 男 君	6番	白 坂 康 浩 君
7番	草 野 安 道 君	8番	前 田 徹 一 君
9番	元 山 秀 志 君	10番	宮 尾 秀 行 君
11番	平 松 洋 一 君	12番	川 尻 成 美 君
13番	水 口 宣 之 君	14番	岡 部 恵 美 子 君
15番	寺 本 修 一 君	16番	藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長	坂 梨 優 君
企画財政課長	井 上 民 男 君	税 務 課 長	吉 田 茂 君
住民生活課長	楠 原 清 照 君	福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君
農林水産課長	柳 田 豊 彦 君	商工観光課長	山 元 信 作 君
建 設 課 長	山 口 純 志 君	上下水道課長	湯 野 一 之 君
会計管理者兼会計室長	早 川 純 一 君	田浦基幹支所長	野 口 博 司 君

教 育 課 長 本 山 昭 君 生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君
農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

開会 午前10時45分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、平成24年第4回芦北町議会臨時会を開会します。今日は10時開会をいたしておりましたが、大変、本会議が、臨時会が遅れましたことをお詫び申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。お手元に配布の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番 古村君及び6番 白坂君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申に基づき、本日、一日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日一日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第3「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、第4回臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、ありがとうございました。

本臨時会には、平成24年度芦北町一般会計補正予算第5号に係る、専決処分の承認1件、平成24年度芦北町一般会計補正予算第6号及び7月12日の豪雨災害により発生しました車両事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についての議案2件について、御提案申し上げるものであります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 町長の提案理由説明が終わりました。

-----○-----

日程第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（藤井公明君） 日程第4、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

平成24年度芦北町一般会計補正予算第5号を、地方自治法179条第1項の規定に基づき、10月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は法人町民税、法人税割額において、予定申告納税されました税額が確定し、早急な還付手続きを行う必要が生じました。なお、7月の豪雨災害時に事故が発生し、示談が成立したため、過失割合に応じた賠償金を措置したものでございます。なお、示談に際しまして、10月末までの支払いが条件となっております。議会招集の時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の予算書を御覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,140万5,000円を追加し、総額を108億1,787万8,000円とするものでございます。歳出から御説明をいたします。予算書7ページをお開きください。

款2、総務費です。諸費1,053万3,000円は、平成23年度に予定納税された法人町民税、法人税割額が確定申告の結果、税額ゼロ円となったため、すでに納付されていた税額を還付するものでございます。

続きまして款7、土木費でございます。道路維持費87万2,000円は、7月の豪雨災害時に、小口2号線で発生しました事故の示談が成立し、その過失割合が5対5で確定したことにより、賠償金を今回措置するものでございます。

次に歳入について、6ページをお開きください。財源につきましては、前年度繰越金1,140万5,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 諸費のほうは、詳しく税務課長のほうから、ちょっと内容を説明していただけないでしょうか。件数とかも含めてですね。そして、土木費の和解のほうですけれども、これに伴う弁護士の弁護士費用とかは、顧問弁護士だからいらないわけですかね。弁護士費用、弁護士の費用とかもあるんじゃないかというふうに私は思いますが、その点、ちょっと説明をいただきたい。

○議長（藤井公明君） 吉田税務課長。

○税務課長（吉田 茂君） お答えいたします。還付理由ですけれども、株式会社テラ

プローブの事業年度平成22年度の法人税割が2,106万4,900円であったため、平成23年度分中間納付額として半分相当の1,053万2,400円を、平成23年11月30日に予定納付されておりますが、事業年度平成23年度の法人税割額がゼロとなったため、予定申告に基づいて納付された税額を還付するという事で、金額が大きいので専決処分として支払っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 弁護士費用については、町村から一括して全体的なもので、今回は費用負担はかかっておりません。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） これは、道路維持費のこれなんですけれども、60号のほうに出てくると思うんですけども、一つだけ確認させていただきたいと思いますのは、5対5ということでございますが、両方に過失があったというふうに見ていいと思います。町側の過失、あと、相手方の過失、そのへんの詳しいところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） これにつきましては、先ほど総務課長が申しましたが、一応向こうのほうに確認をいたしております。だいたい、こういうときに割合はどのくらいになるのでしょうかというところで、まあ、6対4か5対5じゃなかろうかということでございました。それにつきましても、今まで全国でそういう事例がっておりますので、和歌山とか兵庫県あたりでも、これと全く似たような状況が出ております。対応を調べた結果、やっぱり5対5ということで出ておりますので、今回は相手方のあれも盛りまして、一応今回も向こうと話をしまして5対5ということで、一応決定しております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） この、過失割合が5対5というのはわかりますけれども、それは、町側は何によって半分の過失が起こったのか。相手方は、私たちがパッと見た時は川にポンと押しやられたということで、100%町が悪かったのじゃないかなというふうに判断したもんですから、なんで向こうもどれだけの過失があったのか、どういところが向こうの過失かなと、そういうのを聞きたかったんです。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。これにつきましては、警察のほうからですね、午前中11時ごろ、そういうことで土砂崩壊で通行止めになっているということで、バリケードの設置をお願いしますということで建設課の方に電話がっております。その時点では、うちにも約300件近くいろいろな情報が、その日、入ってまいりましたので、職員が全部出払っている中で、近くにいた職員のほうに連絡を取りまして、カラーコーン、そしてバーですね、これで設置をいたしました。しかしその後、

球磨川が増水し、そのバリケードが流されたということで。その流される前にですね、一応うちのほうも、このままじゃいけないということで、維持系のほうで金杭で完全に止めるということで、現場、3時以後伺いましたけれども、もう球磨川が増水して止めることができなかったという状態でありました。で、その後、本来ならば引いたところで再度夜中にでも打つところだと思いますけれども、ただし、県道のほうも止めてありましたので、そこまで手が回らなくてですね、行かなかったということで、うちのほうにも再度交通止めをしなかったと。本来ならば、夜中にでも水が引いた時点で打つべきじゃなかったかということで、こういう割合になっております。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

これで質疑は終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第59号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井公明君） 日程第5、議題第59号「平成24年度芦北町一般会計補正予算（第6号）」についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第59号、平成24年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明をいたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億円を追加し、予算の総額を109億1,787万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、先ほどの全員協議会で御説明をさせていただきました、再生可能エネルギー投資事業に対する出資金を措置するものでございます。

歳出から説明をいたします。予算書7ページになります。款2、総務費です。財産管理費1億円は、国内における再生可能エネルギー普及への寄与及び投下資金の安定的運用を図るために行います、再生可能エネルギー投資事業に対する出資金でございます。

歳入につきまして、予算書6ページになります。財源につきましては、前年度繰越金1億円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長に質疑を申し上げます。先ほど全員協議会で説明があったわけでありましても、この投資を考えたのがごく最近でございました。もう1ヵ月半かそこらの新聞とかで、いろんな情報で知り得たという副町長の話でありましたけれども、そして先週ですか、11月5日の週に2人が企画財政課から派遣して東京都のほうに行ったということでございますけれども、町長がこの投資の話に対してですね、町長がされたのか、それとも執行部からこういう話という情報を得て、町長が理解して、この議案の提案となったのかを、まず1点。

それと、1億円投資する、まあ、こういう証券投資っていうのは、今、予算書にもいろいろ地方自治法で認められてはおりますけれども、今、こういう投資はないというふうに思いますが、あったですかね。なかですね。初めてこういう証券の出資というのがありますが、初めてのことでありますので、相当の決意が町長も見られたというふうに思います。目的等は書いてありますが、町長の、その投資する定義になった、町長の考え方、所感をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、最初のお尋ねでございますが、これは事務レベルで私のほうに、こういう地球環境投資型のですねファンドがあるということで、そういう地球環境貢献のために、本町でも検討してみたらどうかという説明があったわけでありまして。それで、私も詳しく説明を受け、東京都に職員も派遣した中で、最終的には私がゴーサインを出したということであります。

続きまして、過去にこういうことあったかというお尋ねでありますけど、実は合併前にあっております。中期国債ファンド等に投資をしたことがあります。当時はこの自治体も、より利回りの高い、またリスクが比較的低いものに対して、いずれも研究をしておりました。過去にはそういうこともあったわけでありましても、こういう形の投資というのは、今回が初めてということであります。

今のお答えでよろしいですかね。

○12番（川尻成美君） 何と言いますか、これに対しての具体的な、いいっていう安心をさせるための町長の考え方です。この投資に対しての。

○町長（竹崎一成君） これは御存じ、20年間にわたりまして、メガソーラーから得る利益が相当あるわけでありまして、これはもう、私どもが本当に願ってもなかった企業の進出でありました。そういうことから、やはりその一部でも社会全体に貢献するというですね、姿勢が必要ではないかということ。ですから、今後自治体もそういう高い理念のもとに、やはり政策も打ち出していくことも大事ではなからうかというふうに思っております。もちろん、地域の経済の発展とか、地域が活性化していく、教育水準もどんどん上がっていく等々、たくさん自治体が得ることはありますが、

もう一つ、やはり高い視野から立って、品格ある町の姿勢を私も目指しておりますので、そういう意味からは、やはり世界的視野に立った貢献をしていく必要があると、そのように考えたからであります。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、芦北町の竹崎町長の中ではそういう考えであられるわけですが、先ほど全協の中では、ほかに他町村はありませんかということは、当然聞いても、当時募集する所は個人情報で出れないということは、十分分かっておりますけれども、他の自治体で町長が知り得る中でですね、そういう投資的なことをするというような自治体というのは、町長、理解して、情報交換とかの中でありませんか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ありません。自治体が所有する土地にですね、進出してくるメガソーラー企業、そのものはですね、熊本県内でもあるんですが、県が一つありましたですね。仮にあって、大変規模の小さい所でありまして、そういう問い合わせはしてはおりません。今後はちょっと、こういうこともあるよと紹介したいと思いますが、もう期限切れがきておりますので、やがて迫っておりますので、難しいことだなと思いますが、県内の自治体及び他の自治体の状況については、把握はしております。

○議長（藤井公明君） 前田君。

○8番（前田徹一君） 先ほど、全協のほうで長くですね、いろんな皆さん方が議論されたんですけども、その中で私は、この投資についてですね、リスクが伴う投資について、皆さんが質問しないんだったら、そんな安全だったら、みんなで保証人になったらどうかというような、そこまで言ったんですけども、なぜ言ったかといいますと、やっぱりそれだけ慎重にですね、関わってほしいなというふうに思ったから言ったわけでございます。ただいま町長が言われましたように、元本は絶対大丈夫だというような、そこまでですね、執行部の方が責任を持って、いや、こうだから大丈夫だというのをですね、本当、短期間の説明でございましたので分かりませんでしたので、ここではっきりとですね執行部のほうから言っていただければと思います。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君） これは出資金でございますので、完全にですね、それがそのまま1億円が返ってくるということは言いきれないところなんですけども。そういう中で、このファンド、出資についてはいろいろ勉強させていただきまして、利子、利回り等、今後、財政運営をしていく中でメリットがあるという、ある程度の、町としても先ほど申されましたような意味もございますので、今回、予算計上させていただいています。したがって完全にこの1億円がですね、担保されるというようなことはありませんが、そのリスクは小さい中で、今回計上させていただいたということ

でございます。

○議長（藤井公明君） 前田君。

○8番（前田徹一君） 本来ならばですね、100%、やっぱり皆さん方の税金でございます。100%保証して頂きたいというのが現実でございますけれども、今後ですね慎重に本当に慎重に慎重に携わって行ってほしいなと要望いたしまして終わります。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） この自然エネルギーの問題につきましては、本町といたしましてはですねやはりこれまで、女島地区、矢城地区、この2か所に太陽光発電を設置する等といたしまして、そういう振興についてはですね、極力よそにないような実績をあげておるものと、理解、自負しております。今回の1億円の融資については、先ほど全員協議会でもいろいろと議論がなされましたけれども、民間に対する出資という問題については、これまでにない初めての出来事でございます。現況の政治、社会、経済不安、そういう一説を考えますと、かなりのリスクもあるんじゃないかというようなことを感じております。町長、そこらあたりどう判断されるかですね、町民のあくまでも1億円というのは税金でございます。品格ある町づくりも言われましたけれども、果たして行政が民間に手をタイアップして差し伸べることはそういうことに値するのか、ちょっと今疑問に思いましたので、そこらも含めて一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは、官民連携というですね、画期的な取り組みでありまして、そこに意義を感じたわけであります。貴重な税金ということでございますので、慎重の上にも慎重を期して、取り組んでまいりたいと思います。私どもは決してですね、町に良くないことをするんだということではなくて、町に有利になるんだという判断のもとにこれを決断したわけございまして、御理解頂きたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） この案件については、リスクもかなり私は個人的にあるんじゃないかと思っています。英断か、暴挙かというようなことを比較したときにですね、私は英断よりもむしろ全国町村の中でもおそらくこの出資に協力するところはないんじゃないかと思っています。なぜないかと言いますと、やはりそういう先ほど申しましたように、いろんな政治不安、社会不安、経済不安そういう中でやっぱりリスクというのは、かなりあるんじゃないかならうかと思っています。私たち議員といたしましても、先ほど全員協議会の中でも触れましたけれども、やはり保証人になったつもりで、この問題は考えんといかんというようなお話もやっとなとありまして、1億円という額は非常に少額ではございません。ですからそこらから考えたところで、もう一度町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 暴挙というのは、常軌を逸脱するような手のつけられん状態があります。果たしてここに御出席の皆さん方が手もつけられない暴挙だと感じている人が何人おるか。ちょっとですね、ほとんどいらっしゃらないんじゃないでしょうか。寺本順一議員ぐらいだろうと思います。

この1億円につきましてはですね、20年間保証されます20億円以上の収益がございすけれども、それとやがては相殺される分野でありまして、そういう意味からこれは今手元にある繰越金という金を持ってあてようということでありますから、先々相殺される性格のものであるということをですね御理解頂きたいと思います。

それと東京都は2社のファンドに対しまして、合計30億円投資するんですね。ですからうちの1億円が暴挙であれば、東京都はどういう表現をされるのかと思うんでありますけれども。東京都も、国が、国が本来すべきことをよくしていないことがありますねいろんなことで、東京都がやるんだということでやったわけであります。それとリスクについてでありますけれどもですね、今の定期預金にしましてもこれはペイオフ制度がありますから、もし金融機関が破綻した場合は、何億円預金しててもですね元本は保証されないんですよ。それもやっぱりリスクの一つであります。他にもそういう私どもがいろんな事業、取り組みますけれども、そういうハードの事業につきましてもリスクのない事業はほとんどないと考えております。やはりそういう意味からしますと、私は、これはですね暴挙ではなくて、むしろ先進的な取り組みというように理解をしております。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 私は矢城高原、それから女島埋立地に対して、太陽光発電所がきたということは、町が非常に願ってもないことであったろうし、また町の方が今後恩恵を受ける事業ではなかったらうかと思っております。そして先ほど町長も質疑に答えられましたが、町のイメージアップ、そして1億円というお金を使うことは民間に賭けると言われても、やはりこれは銀行とかそういうところも全く一緒であります。ですからそこが、潰れたり破綻したりすればその1億円は返ってこないわけあります。そして、町の事業というのは、投資的な経費がありそれで人材を育成したり、子どもたちを育てたりする資金でありますので、それも全く一緒ではないかというようなことを考えたら、矢城牧場そして女島埋立地にきたこの大きな大きな財産の一部を今後将来に向けて使うということは、非常に町のイメージアップにもつながり、国内外に発信をできるという事業だと、私は思っております。以上です。と私は思っております。ですから、このことに対して町長お答えいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私の見解と全く事を一にしております。それを激励と受け止めて、これには取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町長にお答えを頂きたいと思い、質疑を行います。福島原発事故から再三にわたって原発から再生可能エネルギーの変換をするべきだということで、町長とは一般質問の中でも、何度となく質問をいたしてきたところでございます。その中で今回のこの1億円という大きな額を見た時に、町民の皆さんからはものすごく大きな額ですけれど、私としましては、施政といたしましては先進的な取り組みで非常にいい事だと思っております。そこで、町長に政治姿勢として、一つ聞きたい事があります。

今、政権においても、2030年代に原発ゼロを目指すというようなことを言っていますが、閣議決定は見送っております。大飯原発は、再稼働していますし、新しい青森の方で原発も建設を始めるといふふうに逆行したことも起こっています。必ず来年度中、また今年、解散総選挙もうわさされておりますし、夏には参議院もあります。そういう意味でやはりリスクは、政権が変わった場合に、やはり政策的に原発推進という形の政府ができた場合にですね、そこに対して、国に対してもやはり再生可能エネルギーを勧めていくべきだといふふうに、町、また今日賛成される議員さん、また議会としても、やはり原発から再生可能エネルギーに政策を変換すべきだといふ意見書、また町長、町としてもそういうのを国にはっきり発信して、やはりこう言って頂きたいとこのように思うのですが、そのへんのところを町長の見解を聞きたいと思えます。

○議長（藤井公明君） これは、町長。質疑が少し原発の方に入っておりますので、この再生エネルギーとは少し質問自体が違いますので、簡潔に。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今回のこのファンドへの投資につきましては、もう今、坂本議員がおっしゃったとおりですね。原子力エネルギー政策からの転換、これはですね、私は避けて通れないと、むしろ積極的に進めていくべきだと思っております。そこで、太陽光とか風力エネルギーにつきましては、再生可能エネルギーとして、大変注目を浴びておるわけでありますから、やはりもうこの件に関しましてはですね、国民の多くが原子力エネルギーには不安を思っているということが、既にアンケート調査等で分かっておりますので、やはり将来に向けたこれは取り組みとして、先進的なものであるということを私も思っております。ただ、後段の御質問につきましてはですね、少しこの質疑、議案とちょっと方向が違っておりますが、気持ちは十分私も理解しておりますので、今日のところはそうに御理解ください。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 先ほど全員協議会の中で、それぞれこの討議論があり、そしてまた今、質疑がございました。今まで話を聞きましてですね、芦北町における取り組みということで、この出資の目的が投下資金の安定的な運用を図るということがですね、大きな2つの大きな1点でございました。それから、安定的な運用を図るということの意味は、配当が5年間で5%から10%ぐらい、想定できるという説明がございました。今回の出資につきましては、1億円というかなり町民のですね、大事な大事な血税でございます。これを運用するにあたっては、リスクというものをですね、十分考えなくてはなりません。全協の中でも質疑がありましたが、どういう会社に投資するのかという質問も出ました。どういう会社なのかということについては、名前がありましたが、会社の概要が出てこないということで、最終的にこの議会、議場に入る前に配られましたが、単なる概要書であってですね、中の財務指標とかそういうものが一切分かりません。

○議長（藤井公明君） 平松君。今のあなたの発言は、質疑の段階での発言でありますので、討論は簡潔に願います。

○11番（平松洋一君） わかりました。このような今現在大変な世界経済が不透明化をしております。経済も政治も同じでございます。日本もですね、政治も混迷化しておりますし、そして財政も悪化の一途をたどっております。自治体の財政もですね、芦北町が裕福かというところでもない。やはり、地方交付税によって賄われていると。そういう中で公金を使うときにですね、それなりの理由が私は必要でないかというように思っています。対象になる会社の財務指標が全く不明であると、あるいは1番の問題は、会社倒産が…。

○議長（藤井公明君） 平松君。今、私が言っていますでしょう。簡潔に願いますと。質疑の段階にあなたの発言は入ってきているから。それに対して、賛成か反対か簡潔に願います。

○11番（平松洋一君） 会社の倒産や経営のひっ迫なども考えられまして、あるいは国、県の後ろ盾などは全くないわけで、自治体独自が責任を受けねばなりません。そういう意味で5年間という長期にわたる出資になりますが、非常にリスクがあると、不透明であるということでですね、私は今回のこの予算案には反対いたしたいと。

○議長（藤井公明君） 今、反対の発言がありましたので、次に原案に対して賛成の発言を許します。宮内君。

○3番（宮内道則君） 私は、賛成討論の立場で申し上げます。当事業は、原発事故を契機として、今回官民連携のインフラファンドが初めて立ち上げられました。さてまた、先般は芦北町にも、矢城地区と女島地区メガソーラーの誘致があったところでございます。この事業につきましては、リスクが大変あるかないか分かりませんけれど

も、町長の施政、こういう事業を持っている。この事業の収益等は売電益のみということで、安定した利回りが設定されております。そういうことで、投資家も安心して投資ができると思われますので、私は、これを賛成をいたします。以上。

- 議長（藤井公明君） 反対、賛成、双方出ましたので、ここで討論終わります。これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） はっきり言って下さい。異議あるんですか。異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第6 議案第60号 和解及び損害賠償額の決定について

- 議長（藤井公明君） 日程第6、議案第60号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

- 建設課長（山口純志君） 議案第60号、和解及び損害賠償額の決定について、御説明を申し上げます。

本年、7月12日の豪雨により天月川が増水、隣接する町道小口2号線が崩落し、通行車両が転落するという事故が発生しました。転落した車両には、運転手1名が乗車されており、転落後自力で車両から脱出され、近くの民家に救助を求め、救急車で搬送されております。検査治療のため、即日入院され、7月26日に退院されております。なお、車両につきましては、修理不能であったため廃車となっております。本事故は、国家賠償法第2条第1項の規定により、町道の管理者である町に損害賠償責任が生じることから、地方自治法第96条第1項12号及び13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決を求めるものであります。本件につきましては、事故直後から事故の相手方と示談の内容等について協議を重ねてまいりましたが、10月をもってようやく示談内容が調整できましたので、その賠償額等について本議会に提案するものです。

和解の相手方、芦北町大字吉尾592番地、田端千教（たばたかずのり）、損害賠償の額、87万1,324円。和解事項といたしまして、当事者双方は今後本件に関して、一切の異議及び請求の申立てをしないこととしております。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。草野君。

- 7番（草野安道君） 議案に対しての意見はございませんけれども、本当は議案第60号の損害賠償額が決定したのちに、専決処分というか、金額を議会に求めるのが筋

ではないかと思いますが、これが私は承認8号と議案60号が逆転していると感じましたので、その点について御質問をいたします。

○議長（藤井公明君）　ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩　11時25分

再開　11時28分

-----○-----

○議長（藤井公明君）　休憩前に続き、会議を開きます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨　優君）　ただ今の草野議員の質問にお答えいたします。

今回については、相手方の要求もあったということで、専決をする必要があると。金の支払いの要求があったということで、支払いをしたということで、専決処分をいたしました。今回についての議案については、それと並行してですね和解をしていいかということの分で議会に諮る必要があったために、今回この分で和解を決定をしていいかということの分で提案をして、皆さんの御理解を頂くということであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　討論なしと認めます。これから議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君）　これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成24年第4回芦北町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会　11時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

